

令和3年9月7日（火曜日）

○出席議員（12名）

議 長	中 川 達 君	7 番	生 田 勇 人 君
1 番	土 屋 克 之 君	8 番	恩 道 正 博 君
2 番	西 尾 雄 次 君	9 番	北 川 悦 子 君
3 番	米 田 一 香 君	10 番	夷 藤 満 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	清 水 文 雄 君
6 番	七 田 満 男 君	12 番	南 守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長 川 口 克 則 君	総務部 税務課長 神 農 孝 夫 君
教 育 長 久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長 福 島 誠 一 君
総 務 部 長 棚 田 進 君	町 民 福 祉 部 住 民 課 担 当 課 長 兼 環 境 管 理 室 長 宮 崎 重 幸 君
町 民 福 祉 部 長 兼 保 險 年 金 課 長 上 出 勝 浩 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当) 山 田 卓 矢 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (住 民 ・ 子 育 て 支 援 担 当) 兼 子 育 て 支 援 課 長 北 野 享 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長 北 正 樹 君
都 市 整 備 部 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 錢 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長 奥 田 隆 幸 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企 画 ・ 地 域 産 業 振 興 担 当) 松 井 賢 志 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長 橋 本 良 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (上 下 水 道 担 当) 高 橋 均 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長 長 谷 川 万 里 子 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長 堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐 上 前 浩 和 君
消 防 本 部 消 防 長 高 道 三 春 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長 法 利 康 博 君
総 務 部 総 務 課 長 兼 内 灘 町 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 川 裕 一 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長 東 康 弘 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長 吉 田 真 理 子 君	教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長 四 月 朔 日 松 英 君
総 務 部 財 政 課 長 宮 本 義 治 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長 重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 助田 有二 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事 兼 次長 川 端 誠 矢 君

○議事日程（第1号）

令和3年9月7日 午後1時00分

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

審議期間の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第48号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第2号）

議案第49号 令和3年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第50号 令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和3年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和3年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和2年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第54号 内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第55号 内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 内灘町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第57号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第58号 財産の取得について

〔消防団員用防火衣一式 94組〕

認定第1号 令和2年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度内灘町水道事業会計決算認定について

認定第7号 令和2年度内灘町下水道事業会計決算認定について

報告第4号 令和2年度決算に基づく内灘町健全化判断比率等について

報告第5号 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について

報告第6号 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について

提案理由の説明

ンピック・パラリンピックが閉幕いたしました。無観客で行われた大会でございましたが、テレビに映る選手の皆様の活躍する姿は、コロナ禍の中におきまして多くの国民の皆様に元気と勇気、そして大きな感動を与えてくれました。

さて、今年は全国的に梅雨明けが早まり、北陸地方でも、昨年より18日、平年と比べまして9日早い梅雨明けとなり、いつもより早い夏本番の訪れとなりました。

しかしながら、今年の夏は、猛暑日を記録した日もありますが雨の日も多く、8月のお盆前後には、活発な前線の影響により梅雨末期のような大雨が降り続き、全国各地で大きな被害が発生いたしました。

7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害なども含め、被災されました地域の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

幸いにも、本町におきましてはこのような災害は発生しておりませんが、これから本格的な秋の台風シーズンを迎えます。引き続き災害に対する備えを強化し、町民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

日本国内では、新型コロナウイルスの感染拡大により、大都市を中心に医療の提供体制の逼迫が続き、入院を必要とする方々が自宅療養を余儀なくされ、十分な治療を受けられないまま死亡する痛ましいケースも相次ぐなど、まさに危機的な状況を迎えております。

石川県内におきましては、感染力が極めて強いとされるデルタ株など変異株の割合が拡大しておりますが、ここ数日、感染者数は減少傾向にあります。

しかしながら、本町での感染者数は急増しております。昨年4月から今年の7月末までの16か月間で感染者数は81人でございましたが、1か月後の8月末には1.6倍の131人に増加しました。今月に入りましてその勢いは止まらず、昨日までで1.8倍の148人を数えて

おります。このことは大変憂慮すべき事態でございます。

町民の皆様、議員の皆様におかれましては、これ以上の感染拡大を食い止めるため、いま一度、マスクの着用、手洗いの励行やソーシャルディスタンスの確保などをはじめとした基本的な感染症対策に加え、大人数、長時間に及ぶ飲食や不要不急の外出の自粛、3密の回避など、感染拡大防止策の徹底にご協力をお願いいたします。

このような状況下におきまして、ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の抑制に高い効果があるとされております。

全国各地でワクチンの供給不足が問題となる中、本町では必要量を確保し、町内医療機関等の協力を得ながら、職員総出となり鋭意ワクチンの接種を進めております。

現在、接種対象となっている12歳以上の方々の予約を受け付けており、希望する方の接種が10月末までに完了できるよう、夜間の集団接種を再開するなど、接種体制の強化を図っているところでございます。

一刻も早い感染収束のためにも、町民の皆様、特に若い世代の皆様におかれましては、積極的な接種をお願いするものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症により様々な制限や自粛が求められた令和2年度の決算状況についてでございます。

令和2年度は、町民の皆様をはじめ事業者への支援のほか、学校や保育施設、公共施設の衛生対策など、新型コロナウイルス対策関連事業に邁進した1年でございましたが、このコロナ禍におきましても前年度並みの安定的な税収を確保することができたことに加え、各種イベント及び事業が相次いで中止となったことなどによる事業費の減額により、結果として基金を積み増しすることができました。

なお、令和2年度決算における町の財政指標につきましては、財政の弾力性を表す経常

収支比率が89.6%となり、前年度より1.8ポイント改善いたしました。

また、実質公債費比率及び将来負担比率につきましても、それぞれ前年度と同水準となっており、財政の健全性を維持しております。

しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症による経済情勢の影響等により、税收や地方交付税など歳入の見通しは不透明であります。歳出におきましても、高齢社会の進展に伴う社会保障経費の増加や老朽化した公共施設の維持管理費など、多大な財政負担が見込まれます。

将来にわたり質の高い町民サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の安定が不可欠となります。今後も引き続き自主財源の確保に努め、行政経営の効率化を図るなど、財政規律を緩めることなく行政運営に取り組んでまいります。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,550万円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億9,310万円とするほか、地方債の補正を併せて計上するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費関係では、地方公務員法及び個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係例規の整備に係る委託料のほか、個人番号カードの交付申請増加に対応するため、労働者派遣委託料等を増額補正いたします。

このほか、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、内灘町ふるさと大使を本町にゆかりのあるプロ野球、千葉ロッテマリーンズの岩下大輝選手に委嘱し、本町の魅力発信及び知名度の向上を担っていただく予算を計上いたしました。

民生費関係では、町立保育所の感染症対策として、児童の登降園を管理するシステムを

導入する費用のほか、各特別会計の補正に伴う繰出金等を計上いたしました。

衛生費関係では、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る観点から、周産期医療を行う公的病院等に対する運営費補助金のほか、子供を望む夫婦が早期に必要な健診と健康教育を受けられるよう、健診費用等を計上しております。

商工費関係では、石川県のほっと石川観光プラン2016に基づく貸付金を、土木費関係では、道路及び公園等の維持管理費の増に伴う委託料等を計上いたしました。

教育費関係では、新図書館基本構想の具現化に向け最適な事業手法等を検討する費用のほか、文化会館消防設備の更新に係る工事費等を計上いたしました。

このほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止を決定した事業に係る事業費の減額補正を計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税の交付額決定に伴う増額補正のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金及び県町長会からの交付金等を計上いたしました。

議案第49号 令和3年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和2年度決算の確定による前年度繰上充用金の精算のほか、普通交付金の返還金、保険税還付金の増額補正でございます。

議案第50号 令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度決算剰余金による前年度繰越金のほか、還付金の増額補正等を計上いたしました。

議案第51号 令和3年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度事業の精算に伴う国、県等への返還金のほか、定期人事異動に伴う人件費の補正等を計上いたしました。

議案第52号 令和3年度内灘町水道事業会

計補正予算（第1号）につきましては、水道中央監視装置の更新事業費の増額補正でございます。

議案第53号 令和2年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、未処分利益剰余金について、資本金への組入れ及び積立てを行い、残額を繰り越すものでございます。

議案第54号 内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、条例中の引用条項等を改める改正でございます。

議案第55号 内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の一部改正に伴い、条例中の引用条項の号ずれを改めるものでございます。

議案第56号 内灘町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める印鑑登録事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人に係る印鑑登録申請を可能とするほか、旧氏での印鑑登録を可能とするなど所要の改正でございます。

議案第57号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、上位法令の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料について、地方公共団体情報システム機構が定めることとなったことから、条例中の当該規定を削除するものでございます。

議案第58号 財産の取得につきましては、消防団員用防火衣一式94組の購入において、指名競争入札の結果、落札した企業と契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、**認定第1号**から**認定第7号**までの7件の認定につきましては、令和2年度内灘町一般会計、特別会計及び事業会計の各決算認

定に関する案件であり、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

報告第4号 令和2年度決算に基づく内灘町健全化判断比率等につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

報告第5号 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について、**報告第6号** 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について、以上2件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として、令和2年度におけるそれぞれの事業報告及び決算並びに令和3年度事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【中川達君】 提案理由の説明は終わりました。



○散 会

○議長【中川達君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日8日は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、明日8日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は9月9日午前10時から開き、提出議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

午後 1 時 28 分散会